

令和5年5月2日

各志木市立小・中学校
保護者 様

志木市教育委員会教育長
柚木 博

5類感染症への移行後の学校及び家庭における新型コロナウイルス感染症
対策について（通知）

標記の件について、日頃から御家庭における感染対策や学校運営のための対応に
御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省及
び埼玉県教育委員会からの通知を受け、下記のとおり対応しますので、御理解、御
協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 基本的な感染対策について

(1) 平時から実施する対策

ア 御家庭における健康観察

(ア) 発熱や咽頭痛、咳等の風邪症状がある場合には、無理して登校しない
ようにしてください。

(イ) お子様の健康状態を継続的に把握するために、体温チェックは継続し
てください。なお、健康観察結果の提出は行いません。

イ 学校内での感染対策

① 換気の確保

・気候上可能な限り、常時換気に努めます。

② 手洗い等の手指消毒

外から教室に入るときやトイレの後、給食の前後など、流水と石けんで
のこまめな手洗いを指導します。

③ マスクの着用について

・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員（以下、「児童生徒等」
という。）に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。（マス
クの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に
委ねることを基本とします。）

- ・社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することを推奨します。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

④ 昼食・給食

- ・食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないように十分に注意します。
- ・給食の時間を利用した食育（バランスよく食べることの大切さ、仲間と味わう食事の楽しさ等、黙食の徹底は行いません。）の推進に配慮します。

(2) 感染流行時等における対応

- ・校内で感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じるなど感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。
- ・対策を講じる場合は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲及び活動にとどめます。
- ・マスクについては感染流行時等には、状況に応じて教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促す場合がありますが、マスクの着用を強いることはありません。

2 新型コロナウイルス感染症罹患時の対応について

(1) 出席停止及び期間

ア 児童生徒の感染が確認された場合

- ・陽性者（有症状の者）の出席停止期間は「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。
- ・無症状の場合の出席停止期間は「陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで」とします。ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間とします。

※出席停止が解除され、登校する際に「登校届」を学校へ提出してください。

※登校届については、学校へ問い合わせください。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨します。（マスクの着用を強いるものではありません。）

イ 医師等により登校を控えるよう指示された場合

- ・学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまでとします。

※出席停止が解除され、登校する際に「登校届」を学校へ提出してください。

ウ その他「欠席」の扱いとしない場合

学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において、次の場合に当てはまるときは、欠席の扱いとはしません。

- ・基礎疾患等があり重篤化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見

- 解を確認のうえ、登校すべきでないと判断した場合
- ・保護者から感染不安で休ませたいと相談があり、かつ、校長が合理的な理由があると判断した場合
- ※出席停止の期間は「校長が認めた期間」とします。
- ※登校届は不要とします。

(2) 学級閉鎖等の臨時休業について

校内で感染が広がっていると考えられる場合には、実態に応じて、学級閉鎖等の臨時休業を措置する場合があります。

3 部活動及び公式大会等について

- ・陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止は行いません。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、学校長が必要に応じて全部又は部分的に活動停止を判断する場合があります。
- ・活動を停止した部活動については、公式大会等及び対外試合などの自校以外との活動に参加することはできません。ただし、活動停止期間中の公式大会等への参加については、教育的な意義を踏まえ、大会等主催者と参加校で協議のうえ、参加の可否を判断します。

4 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者（同居している家族が陽性となった児童生徒、学校で陽性者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者）についても、今後は行動制限及びその協力要請は行いません。

5 適用年月日

令和5年5月8日（月）

担 当	学校教育課 教育指導グループ
電話番号	048-456-5367